

## 【カード規定】

### 第1条 (カードの利用)

きんしんカードローン用キャッシュカード（以下「カード」という）は、次の取引を行う場合に利用することができます。

1. 当金庫、当金庫と現金預入支払業務を提携した信用金庫（以下「提携金庫」という）または金融機関等（以下「預入支払業務提携先」という）において利用する場合。
  - (1) 当金庫、提携金庫または預入支払業務提携先に設置の現金自動支払機・現金自動預入支払機等（以下「自動機」という）を使用したカードローン借入金の入出金および普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じ）の入出金ならびに残高照会。
  - (2) 当金庫または提携金庫の窓口におけるカードローン借入金の入出金および普通預金の入出金。
2. 当金庫と現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払業務提携先」という）において利用する場合。  
支払業務提携先に設置の自動機を使用したカードローン借入金の出金および普通預金の出金ならびに残高照会。

### 第2条 (手数料)

1. 自動機を使用して、または窓口において入出金するときは、ご利用の都度所定の手料金を支払ってください。
2. 第1項の手料金のうち、自動機を使用した場合の手料金は、入出金時に通帳および払戻請求書なしで預金口座から自動的にカードローンにより貸越を行います。なお、提携金庫または預入支払業務提携先（以下「提携先」という）には、当金庫から支払います。  
ただし、窓口において入出金するときは、その窓口で支払ってください。

### 第3条 (預金の出金またはカードローン借入金の出金)

1. 自動機を使用して出金するときは、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を入力してください。  
この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
2. 自動機による出金は、自動機の機種により当金庫、提携金庫先所定の金額単位とし、1回あたりの出金は、当金庫、提携金庫または提携先所定の金額の範囲内とし、1日あたりの出金は当金庫所定の金額の範囲内とします。  
なお、この場合、出金金額と第2条の手料金額との合計額が出金することのできる金額を超えるときは出金することができません。

### 第4条 (預金の入金またはカードローン借入金の入金)

1. 自動機を使用して入金するときは、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
2. 自動機による入金は、自動機の機種により当金庫、提携金庫または預入支払業務提携先所定の金額単位とし、1回あたりの入金は当金庫、提携金庫または預入支払業務提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。
3. 当金庫で初めてカードのみによる預け入れがあったときは、自動機専用通帳（取引明細票つづり）の利用申込があったものとし、同通帳を自動的に発行します。
4. 窓口において入金するときは、カードとともに所定の用紙に当金庫・支店名、口座番号、氏名、金額を記入して提出してください。

### 第5条 (自動機故障の取扱)

1. 停電、故障等により自動機による入金ができないときは、窓口での営業時間内に限り、当金庫本支店または提携金庫の窓口でカードにより入金してください。
2. 停電、故障等により自動機による出金ができないときは、窓口での営業時間内に限り、当金庫が別に定めた金額を限度として、当金庫本支店の窓口でカードにより出金することができます。
3. 当金庫、提携金庫または提携先の自動機が停電、故障時の場合は、お取扱いを一時中断することがあります。

### 第6条 (カードの紛失、届出事項の変更等)

1. カードを失った場合には、本人から直ちに書面によって、当店に届出してください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる払戻し停止の措置を講じます。この届出が行われた日の30日前の日以前になされた不正な払戻しによる損害については、当金庫は責任を負いません。
2. 第1項の届出の前にカードを失った旨電話による通知があった場合にも、第1項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出してください。
3. 氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、本人から直ちに当金庫所定の方法によって当店に届出してください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
4. カードを失った場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の時間をおき、また保証人を求めることがあります。なお、カードの再発行に関しては、当金庫所定の手料金をいただきます。

### 第7条 (暗証番号の照合等)

1. 自動機によりカードを確認し、自動機操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取扱した場合において、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用により被害に遭われた場合には、原則として当金庫が補償いたします。ただし、被害に遭われたお客様に「重大な過失」または「過失」があるなどの場合には、被害額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。
2. 当金庫が窓口においてカードを確認し、ピンパッドに入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取扱した場合にも、第1項と同様とします。

### 第8条 (自動機の操作等)

1. 自動機の使用は所定の要領に従い正しく操作してください。
2. 自動機の使用に際し、金額、暗証番号等の誤操作により発生した損害については、当金庫は一切の責任を負いません。

### 第9条 (カードの期限)

1. カードの期限はカードローン契約の期限と同一とします。期限切れのカードは直ちに当店に返却してください。
2. カードローン契約に定める当金庫との約定により、カードローン契約が延長された場合には、カードは継続して使用することができます。
3. カードローン契約に定める当金庫との約定により、カードローン契約が終了した場合には、使用中のカードは、カードの期限のいかんにかかわらず無効とします。

### 第10条 (解約等)

1. カードローン契約の解約または終了ならびにカードの利用を取りやめる場合には、カードを当店に返却してください。  
なお、未処理取引のある場合には、その処理が終わるまで解約を延長させていただく場合があります。
2. カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りする場合があります。この場合、当金庫から請求があり次第、直ちにカードを当店に返却してください。

### 第11条 (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入または貸与することはできません。

### 第12条 (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫の定める普通預金規定、総合口座取引規定、カードローン契約規定およびキャッシュカード規定の各条項により取扱います。